

写

受理番号	陳情第1号
受理年月日	平成27年11月19日

陳 情 書

平成 27 年 // 月 / 日

平成 28 年度における

「重度障害者医療費助成制度」継続についての陳情

二宮町議会議長 添田 孝司 様

代表陳情者 足柄上郡中井町雑色 4 0 9  
中郡腎友会  
会 長 城 所 優 子



陳情者 横浜市神奈川区台町 1 - 8  
ウェイサイドビル 504 号  
特定非営利活動法人 神奈川県腎友会  
会 長 前 田 好 夫



1. 陳情の要旨

平成 28 年度予算策定に際し、重度障害者医療費助成制度について、  
障害児者が負担なく医療が受けられるよう陳情申し上げます。

2. 陳情の理由

神奈川県は平成 20 年に県要綱を変更し、医療窓口での一部自己負担金（通院 ¥200 /  
1 回、入院 ¥100 / 1 日）の導入と、年齢制限として 65 歳以上で新たに障害者となった  
方の制度適用除外を各市町村に委譲されました。また、平成 21 年 10 月から前記 2 条件  
に加えて所得制限を追加実施するに至っています。

私たち透析者は、国から高額療養費特例 3 特定疾病療養受療者として、1 ヶ月の自己負  
担限度額が 10,000 円・上位所得者にあっては 20,000 円と負担軽減措置が図られていま  
す。しかし平成 24 年 10 月より、「年齢制限」の導入によって 65 歳以上で透析を導入、  
障害者となり助成が受けられなくなり、日常生活は大変厳しい事になっております。県  
内各市町村に依っては、透析者に限って「後期高齢者医療保険の 75 歳から適用」を前倒  
しで「65 歳から適用」されている市町村があります。しかし、透析以外の治療費は 1 割  
~2 割ほどの負担となり、疾病に依っては金額的に高額な物もあり透析者にとっては大  
変な負担となっております。

加えて、透析治療へ月 13 回往復の通院費（10,000 円~30,000 円 / 月）や透析中の食事  
代（月平均 ¥6000~8000）の自己負担があり、他に健康保険料、介護保険料などの支払  
いが年金から天引きされます。これ以上の個人的負担が増えるのは経済的にも大変に困  
ります。

神奈川県及び県内各市町村の財政が逼迫した状況も理解しておりますが、敢えて、平成  
28 年度予算策定に「重度医療費助成制度」の「年齢制限」導入撤回を再度、陳情申し上  
げます。